



監査上の判断類型と財務諸表監査：証取法監査の包括性

高田, 正淳

(Citation)

国民経済雑誌, 143(1):60-71

(Issue Date)

1981-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00172568>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00172568>



監査上の判断類型と財務諸表監査

— 証取法監査の包括性 —

高 田 正 淳

I 序

財務諸表の構成要素は種々の意味をもっている。それは、個々に数量や価格を主張することもあれば、収益力や支払能力との関係を主張することもある。また財務諸表は、全体として、企業の財政状態・経営成績を表示するといわれる。

財務諸表監査は、個々の項目や対象について調査し、証拠を収集・評価して、最終的には財務諸表全体がその企業の財政状態・経営成績を適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものである。個々の調査、証拠の収集・評価の過程は、種々の判断を行使し、これを何度も繰返すことによって最終的な総合判断を行うに至る行程とみることができる。

商法による財務諸表監査は、会計監査あるいは計算書類監査ともいわれ、これについてはしばしば、上のような適正性の監査と区別され、商法の個別計算規定を遵守しているかどうかに関する適法性の監査と考えられている。しかし同じく公表される財務諸表の監査でありながら、とくに商法用の監査判断を上のような適正性の監査における監査判断と別立てする必要があるか、あるとすれば、どのような理由があり、それはどの点でかなどが問題となる。

本稿は、まず監査判断の類型をあげ、ついで財務諸表監査に要求される判断の種類とその相互関係、商法による会計監査との関係について論ずるものである。

II 監査判断類型の研究

監査において行われる判断には種々のものがあり、個々の監査についてある特定の判断類型をあげることもできるが、場合によってはいくつかの類型を適用することもある。

かつて、ロイトルスベルガーは、次の2種の判断を示し、それぞれについて説明を加えたことがある。¹

(1) 選一的判断 (Alternativurteil)

(2) 程度的判断 (Gradurteil)

(1)は、背反的事象に対する一連の決定をもたらす判断を示し、監査人にはこのために批判的態度をもって臨むことが要求される。正しいか誤りかの決定や肯定・否定の決定などともなう判断はこれに属する。

(2)は、一つの事象に対し分析を通じてその内容の意味や重要性を決定する判断を示し、監査人には分析的態度が要求される。より良い・良い・十分・十分でないなどの段階的な結論に対して事象を位置づける場合の決定について要求される判断はこれである。(TP, S. 24, S. 25)

彼によれば、これらの判断は、(a)監査上の目的 (Prüfungsziel) の相違によって異なるとともに、(b)その判断の種類は、監査秩序 (Prüfungsordnung) のなかに組込まれ、監査秩序に依存しそれによって決定される性質のものとして監査の全体の構造との関連で明確にされるべきものと考えられる。

(a) 監査上の目的は、具体的には①予防、②確認、③量決定の3種のものに区別され、選一的判断は、①③において、程度的判断は②において行使される。①は、計算や業務における誤りを予防するための牽制の有効性の有無や良否を決定する判断を、②は、株式法上の会計監査のような、第三者に対してその財

1 Loitlsberger, Erich, *Zur Theorie der Prüfung, in: Grundlagen der Buchprüfung*, Bd. I der Veröffentlichungen des Instituts für Organisation und Revisionswesen, hrsg. v. L. L. Illetschko. 1953, S. 24 ff.; *Treuhand- und Revisionswesen, Sammlung Poeschel Reihe III Band 10*, 1961, S. 67 ff.

以下本文中の引用頁について前者の書を TP, 後者を TRS と省略する。

務諸表が適正であることの度合を明らかにする判断を、③は、一定の理想的な状態と量的あるいは数値的に一致するかどうか、その差異はいくらかを明確にする判断を要求する。このような目的との関連を意識して、彼は判断の種類を、後に次の3種の類型に分類し直すことになる。(TRS, S. 68)

- (1) 選一的判断 (Alternativurteile)
- (2) 程度的判断 (Gradurteile)
- (3) 量的判断 (Quantitätsurteile)

(b) 監査秩序については、次のような説明が行われる。個々の監査は、対象における多くの要素を秩序的にとりあげ、それに判断を加えていく過程である。そこには、監査対象にみられる個々の要素の実際状態と、それに関する規範とを比較していくという監査実施の方法の繰返しがみられ、この比較に関して判断が加えられるのである。監査目的を達成するためには、この比較の要素としての規範対象ないし規範状態についての一つの体系的な規準が確立されていなければならない。すなわち混然とした実際状態に対し、それを比較の対象としてとりあげるに必要な、一連の思想や規則・指図の体系的な全体としての規準が形成されていなければならない。この体系的な規準にあたるものを監査秩序ということが出来る (TR, S. 22~S. 24)。

しかし、それは、単純な一つの考え方や体系であることもあれば、二重以上の体系をもつこともある。前者の場合は低次の監査秩序といわれ、その場合には1組の実際と規範について1回の比較でもって目的を達することができる。これを彼は第一秩序としての監査秩序といっている。たとえば、帳簿記録が、形式面で簿記の秩序原則に適合しているかどうか、すなわち証憑と一致し、簿記上の原則に基いて各帳簿の記録が正確に他の帳簿記録に振替えられているかどうかをみ、そして実質面で、その帳簿記録のもとになった証憑が一定の評価原則にしたがって事実を完全に表示しているかどうかをみるような体系的な過程は、これに属する (TP, S. 31~S. 43, TRS, S. 29)。これに対し、後者の場合には、2種類 (2回) 以上の比較を要する監査であり、それを総括して高次の

監査秩序といている。そこでは、2種類以上の規準があることになり、低次の監査秩序において比較した結果に対し、順次別の規準による規範状態が設定され、これとの再比較が行われる。第2秩序の監査秩序では、上の例ではさらに、形式面で法律に基づいた表示形式に適合しているかどうか、実質面では、証憑そのものの内容が事実を法律で個々に規定した個別の評価基準に準拠して示しているかどうかを改めて比較することが要求される。第3秩序では、さらにその結果が一定の企業原則や企業管理の最適のモデルに適合しているかどうか、第4秩序では、さらに一定の理論的モデルに適合しているかどうかの再比較を重ねていく。そしてこれらは、一定の判断類型にしたがって、その度にその種の判断を形成し、その判断結果を意見として表明することになる。いまこのような監査目的と監査の内部構造としての秩序との関係を実例にそくして一覧表にすれば、表1のようになる。

表 1

内部構造	目的	予 防	確 証	量 決 定
第2秩序		内部監査；現金監査；預金監査；税務監督の意味をもつ税務監査	ドイツ、アメリカ、イギリス、オーストリアにおける株式法上の強制監査	私消に対する監査；税額査定手続における税務監査
第3秩序		経營業務の監査；スペイン、トルコ、ブラジルにおける株式法上の強制監査	協同組合法による強制監査；ドイツにおける公益事業の強制監査；信用上の支払能力の監査	会社役員の後任行為による損害賠償額確定のための監査；罰金額算定のための税務監査；刑法上の処分額決定のための監査
秩序第4		第3秩序の場合と同様、しかし、ここでは規準として科学的な経営管理の原則が存する。		

以上によって、彼の判断類型は、予防、確認、量決定の諸目的に適合するそれぞれ固有のものとして説明され、その判断の適用場面や限界が監査秩序との関連で説かれようとしていることがわかる。その意味で彼の提唱した判断類型は多様な監査行為の全体の構成を説明するための一部として理解することができる。

筆者の考え方は、以下で述べるように、判断類型について彼の説から示唆を受けるところがあったとしても、そのとりあげ方は全く異なっている。筆者の場合は、これを監査秩序や目的と端的に結びつけることなく、監査上の判断の諸基本類型を認め、一つの監査目的に対応して段階的に複数個の判断類型が適用され組み合わせられていくものとする。ここではその適用の過程を示し、それと意見表明や監査による説明との関連を明確にしようとするのである。

III 判断の基本類型とその適用

監査における判断や意見の形成は、その背後にある監査の目的に適応するものでなければならないことはいうまでもない。その目的の達成には、主として一種の判断が有用性をもつが、監査対象が複雑であり多くの構成要素からなる場合には多種類の判断が適用される。財務諸表監査はその例であるといえよう。

監査にみられる判断は、次の4つのものに大別することができる。

- (1) 量決定判断
- (2) 選一判断
- (3) 程度判断
- (4) 説明判断

(1)は、ある事象の数量・価格や金額を基準量としての規範数値と比較し、その金額を確めるとともに、差異の数値を明確に決めるための判断である。その狙いは差異としての量を決定することであり、税金の査定、賠償額の決定などについて行使される判断である。

(2)は、二つ以上の事象について正しいものを選択するか、あるいはそれらの事象のうちで最も良いものを指示する場合の判断であり、取締役の行為あるいは計算書類の合法性、不正の有無、経営計画ないし投資計画の良否の判断などはこれに当たる。

(3)は、一つの、総合的な事象に対して適正か不適正か、合格か不合格か、あるいは条件・限定付で適正・合格かのような適否の程度を決めるような判断で、

絶対的な答が求められないか、または求める必要のない場合に行われる判断である。

(4)は、監査に関する利害関係者の保護をより強力に進めるために、監査人が監査の立場から公開すべき事項、とられるべき公開の態度・方法、説明の範囲などを決める判断である。たとえば、(1)(2)(3)について利害関係者の誤解を防止し、その財務諸表利用を促進するための説明をどのように、どの程度加えるかの判断がこれである。

(3)の判断を行う場合、あらかじめ(1)と(2)の判断の結果がその監査人の監査あるいは他の根拠によって明らかになっていなければならない。(3)は、(1)(2)の判断の結果によって影響を受けるからである。(2)の場合も(1)の結果がわかっているからである。したがって(3)は(2)(1)を含み、(2)は(1)を含んでいるとみることができ、(3)>(2)>(1)の関係がある。しかし例えば監査の目的からみて(3)が要求される場合には、(2)(1)は他の監査などによって対象の正確性や良好さが確かめられているかぎり、厳密にとりあげられる必要はなく、たとえ(1)において否の答がでたとしても、(3)の観点からその重要性が考慮されて、(1)の否が無視されることもある。つまり(3)が求められる場合には、(2)(1)の結果がとくに(3)の結果にとって重要である場合を除き、(2)(1)を細かくとりあげる必要はない。

いま、このような類型を財務諸表監査について考えてみよう。その財務諸表を構成する個々の項目やその背後にある簿記の数値およびそれを牽制している内部統制の組織の全体についてこれらの判断が全面的に適用される。たとえば、帳簿の記録や証憑書類については、その誤りを発見するために記録された数値の正確性が確認され、これが何回も繰り返される。そして基準である正しい財務諸表上の項目の金額と一致するか、差異があればいくらで、それが何に起因するかが判断され、計上金額の正確性がまず確保される。もっとも監査の目的によって差異の重要性についていかなる結論を下すかは異ってくる。またこれらは今日の企業では精査をもって行えないから、それに代えて内部統制の整備・運用の状況が財務諸表に与える影響を調査し、差異があれば、内部統制

の欠陥を修正するよう指導していくことになる。

差異が許容しうる範囲におさまった段階で、財務諸表項目が、質的に企業会計原則や法令等に準拠して計上され、表示されているかどうかの適否の判断が行われる。これが(2)の判断である。さらに重大な会計原則違反や法令違反がないことが確認されたうえで、財務諸表の利用者への影響や効果なども考慮に入れ、相対的な真実の度合を再び企業会計原則等を規準として判断する。そして無限適正、限定付適正、不適正などの程度を示す結論へと導く。これが(3)の判断である。ここでは、単純に会計原則・法令等に適合しているか否かを定めるのではなく、投資家の意思決定の観点から誤解を誘導することなく、財務諸表が利用可能である程度をランクづけるのである。

(4)は、除外事項のある場合の内容の説明財務諸表自体の理解を助けるための説明、決算日以後の発見事項に関する補足的説明などに適用される。法によって強制されなくても、監査人が財務諸表利用者のために自ら情報を追加する場合であって、何を、どのように、どの範囲でという判断を行うものであり、財務諸表監査において最もむづかしい判断であるといえよう。

このように、財務諸表監査においては、これら(1)から(4)までの判断類型は、すべて必要であり、たとえば(1)や(2)の欠けた(3)は意味がない。また(4)は(1)から(3)までの判断の結果をうけて慎重に行使される特殊な判断である。これらの場合にも(1)<(2)<(3)の関係は成立する。

IV 前提としての財務諸表の統一性

証取法を法的根拠とする公表財務諸表は、相当の知識をもち自ら慎重に意思決定を行おうとする一般投資家に対し企業の財政状態や経営成績を表示しようとしている。その内容は、原価と実現の枠組から経営成果としての利益額を算出する計算目的によって制約されたものである。企業会計原則は、もともとこれを支える会計原則を、文言をもって示すものであった。

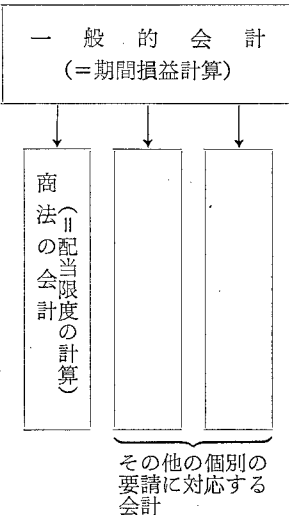
これに対し、商法の財務諸表である計算書類は、一般には、債権者保護の思

想を背景として、このための一定の制限のもとで、現在諸権利を有する株主に
 対し、配当可能利益をその資本の状況とともに明らかにする報告書であり、株
 主に対する取締役の受託責任を株主総会の承認という手続によって解除するた
 めの手段として役立つ、株主のための報告書である、と理解されている。

歴史的には、これらは源泉を異にしながら、今日、各国の制度は、文言化さ
 れた会計原則によって（アングロ・サクソン系）、あるいは商法によって（ゲ
 ルマン系）両会計を調整しつつ、全般的には投資家保護の財務諸表制度の方向
 へ変容してきている。

わが国商法の指向する債権者のための会計と現在株主のための会計は、すで
 に調整され、両者の利害が対立しない原価主義、資本と利益の区別、低価法等
 の保守主義は共有のものとして定着し、利害の対立する繰延資産については配
 当制限の要因として総括的に商法第 290 条を設け、繰延資産の場合にみられる

図 1

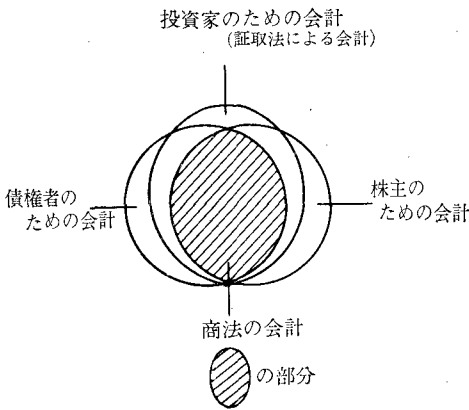


ように個別적으로는償却期間を早期に制限することによって調整している²。このような商法に対し、証取法の財務諸表は、このような調整規定を条件としながら、経常利益を算出し、さらに商法と基本的には変わらない純利益を求め、これらを通じて投資家の判断に貢献しようとしている。投資家のための会計で強調される継続性は、商法の会計にとっても、株主のために必要であり、とくに企業の環境に特殊な事情が生じていないかぎり、遵守すべき原則であることは、会計のみならず株主の権利保護のための常識である³。

2 調整の要不要とその内容、会計の発展については、拙稿「財務会計と利害関係者保護の流れ」税経セミナー 昭和53.6., 35頁以下参照。

3 この点について、は山下勝治によって明確に説かれている。山下勝治「会計学一般理論 決定版」千倉書房、昭和43.21・22頁参照。

図 2



このようにみれば、一般投資家のための会計は、商法の指向する会計を包摂する最も包括的な会計であるといえることができる。しかし、上のような条件付きの投資家のための会計は、投資家の要請にかなりの程度まで応えることができるとしても、それにはおのずから限度があることも事実である。

一般的にいえば、商法の会計や財務諸表は、今日発展しひろく制度化されようとしている一般的な会計に対し特別な例であるに過ぎない。すなわち、それは、一般の慣行を公準とし、経済環境の変化に応じて自律性をもって発展し確立されてきた公開情報としての会計に対し、特異な存在である。図1は、このことを示している。そしてこの一般的な会計に相当するものは、現段階で法律によって制度化された会計の範囲内では、投資家のための会計であるといつて差支えないであろう。これを一般的な会計にあてはめ、商法による会計の調整領域とその内包性を図示すれば、図2のようになる。

V 商法による会計監査の内包性とその解釈

以上のことから、次に判断類型との関係において、商法における会計監査が、証取法による財務諸表監査によって十分にみたされることについて述べることにする。

現行の商法は、会計や監査について証取法と区別された文言・用語や規定をおいている。しかし、一般投資家の意思決定に役立つ財務諸表は、商法上の公開要求と商法固有の配当可能利益の計算、債権者保護のための個々の調整計算を内包するものと考えられるから、公認会計士等の監査人の判断は具体的には

商法上の個別規定に反しないかどうかに向けられ、そのうえで証取法の要請とくに公開の十分性について行使されればよいことになる。さらに証取法独自の連結財務諸表等についてもその延長として新たな判断を追加することになる。

この場合、商法の個別規定を遵守しているかどうかは、判断類型の(2)の、選一判断に属し、この判断が主要なものとなるが、商法による会計監査の実際にはこれに属さない(3)の程度判断をとまう場合がある。それは、会計について単純に適法か否かを定めることが困難な事例が多く、商法第32条2項の「公正な会計慣行」の条文や監査報告書に関する商法第281条の3の2項三・四における後文の「会社ノ財産及損益ノ状態ヲ正シク示シタモノ」・「正シク示サザルモノ」について、とりあえず相対的に良い悪いの程度を決めなければならないからである。そこでは、一般の公正な慣行に基づいて会計計算が進められ、財政状態と経営成績が適正に表示されているかどうかの程度決定判断が行われるはずである。そして最終的には再びその程度が一定の水準より上の場合には適法、それ以下は違法として(2)の判断に帰着させることになる。商法が、会計について違法配当になるかどうかには視点を集中するかぎりにおいて、このような(2)への逆還元はやむをえないものと思われる。したがって法令・定款の個々の規定にとくに違反し違法配当が行われる要因が存在しないと認められる場合には、要するに多少問題があったとしても、公表財務諸表は、財産と損益の状況を正しく示したこと、すなわち財政状態と経営成績を適正に表示したと同じことになってしまうのである。そのため、個別規定や定款に反していないかぎり、あるいはそれを最低限守っていると考えられれば、その財務諸表は適法であって、違法配当が誘因されないだけでなく、その財務諸表の内容や表示も公表財務諸表として万全であると利害関係者に思いこませる危険性がある。とくに違法配当との関連で適法かどうかをみ、「正シク示シ」を空文的に解釈する場合にはその危険性はより高まる。

これに対し、証取法の財務諸表監査では、商法でいう違法や定款違反は当然(2)の選一判断によって否とされ、適正性の要件をみたまないものとして問題と

される。最終的な適正性ないし適正表示には、このことが含まれ、商法違反の事項があると判断されれば、その結果は適正とはならない。しかしここではさらに、違反がない場合でも、財務諸表が一般投資家の意思決定に対し、信頼しえかつ利用可能であるかどうかの観点から、その有効性の程度、すなわち適正の度合を判断することになる。したがってここでは最終的に(3)の程度判断が意見として表明されることになる。もっとも、すでに述べたように、(1)の量決定判断は、両者について共通し、計算上の誤りは当然あらかじめ修正されたうえでのお話である。その計算誤りが軽微な場合には、いずれの場合も問題にされない。もちろん、(2)による違反は、(3)の意見表明においても許されるものとはならない。

このようにみるならば、監査においても、証取法による財務諸表が(3)のより高度な判断をとらない、(2)の判断はその最低限の段階の違法ないし不適正を明確にする事例に適用され、商法で要求する(2)の判断は(3)の極端な場合として(3)のもとに含まれることになる。逆に商法の監査においても(3)の判断は必要となるが、それが適・否ないし正・否の範疇のいずれかに帰属せしめられる関係上、すべてが単純化して理解される可能性があり、これを投資家用の監査に引用することはできない。したがって商法上の会計監査を証取法による監査のなかに含め、一元化することは、証取監査を主体とする場合には可能であると思われる。

証取法の財務諸表監査では、除外事項がある。しかし、この除外事項には、厳密にいったら2種類のものがある。いま、範囲区分に起因する除外事項を除けば、意見区分の除外事項は、明らかに商法や企業会計原則などに違反し重大なものとしてそれ以外のものからなる。前者の場合は、商法・証取法いずれの趣旨からみても違反であって、両者に差異がない。後者の場合は商法に対し重大な違反とはならないが、証取法の趣旨からみて説明事項と同じであり、投資家の財務諸表利用に際して熟慮すべき問題点の指摘および説明であると考えることができる。たとえば、継続性原則に対する違反は、企業会計原則において継続

性の適用がより具体的に明確にされ、問題が限定されるならば、当然商法第32条2項によって商法でも違反の対象となる。この範疇に入らない継続性変更の指摘は財務諸表利用に際しての要注意点の指摘ならびにその説明であるにすぎない。継続性違反が企業会計側で精密に分析され、その結果に一般の合意が成立することが望まれる。

範囲区分の除外事項は、直接取締役や監査人の責任問題と結びつく可能性があるが、このうち未確定事項については、実際上判断の行使が不可能または極端に困難であるが、この事実の公開義務によって問題を回避しうる。

証取法の財務諸表監査は、(4)の説明判断をとまう。(1)(2)(3)の諸判断、とくに(3)の程度判断は、その結果について投資家の誤解や理解困難をとまう関係上、監査人は追加的な情報としての説明事項を加える必要がある。(1)(2)(3)の判断の結果の除外事項について、どの程度の説明を加えるべきか、あるいは、実質的に説明事項としての除外事項についてどの程度に表示すべきかの判断が要求される。補足的説明事項が監査基準にあげられているのは、これの一部を制度化しようとする試みの一つであると解することができる。しかしこの場合にもこの事項としてあげるための重要性の判断や、あげる場合の適切な範囲・内容について(4)の説明判断が必要とされる。